



江戸時代における貨幣の普及と改鑄（〈特集〉経済史のフロンティア）

浦長瀬， 隆

(Citation)

国民経済雑誌, 207(1):49-57

(Issue Date)

2013-01

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(JaLCD0I)

<https://doi.org/10.24546/81008454>

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/81008454>



江戸時代における貨幣の普及と改鋳

浦 長 瀬 隆

国民経済雑誌 第 207 卷 第 1 号 抜刷

平 成 25 年 1 月

江戸時代における貨幣の普及と改鋳

浦 長 瀬 隆

江戸時代は貨幣の普及と不足が繰り返されていたが、特に地方において現象として顕著にあらわれていた。そこで、最初に、地方における土地売渡証文にみられる取引手段を集計して、貨幣使用の変化を調査した。その結果、1710年代から1720年代に金の使用から銭の使用への変化がみられ、1810年代から1830年代に再び銭から金銀の使用に変化していることが明らかになった。そして、1710年代から1720年代の金から銭への変化は、正徳享保の改鋳によって金銀の発行量および流通量が減少したことの影響であり、1810年代から1830年代の銭から金銀への変化は、文政天保の改鋳によって金銀の発行量および流通量が増加したことの影響によるものと考察した。

キーワード 金銀, 銭, 貨幣流通, 正徳享保改鋳, 文政天保改鋳

は じ め に

江戸時代は周知のとおり、金・銀・銭の三貨通用体制で、東日本と西日本の違いなど地域により異なる状況がみられるが、貨幣の普及という点では、全国的にみて決して十分に普及していたとはいえない状況であった。すなわち、江戸時代を通じて貨幣が不足していたといえることができるのである。たとえば、元禄8（1695）年の金銀改鋳令の中に

一、（中略）近年山ヨリ出候金銀モ多ク無之、世間ノ金銀モ次第ニ減シ可申候ニ付、金銀ノ位ヲ直シ、世間ノ金銀多クナシ候為ニ此度被仰付之事¹⁾

とあり、改鋳の理由として「世間ノ金銀モ次第ニ減シ」すなわち金銀の減少をあげている。また、元文元（1736）年の金銀改鋳令の中に

一、世上金銀不足ニテ、通用不自由之由相聞へ候ニ付、此度金銀被吹改鋳事²⁾

とあり、改鋳の理由に「世上金銀不足」をあげている。また、幕府は藩札の発行を許可して

いるが、その理由の一端は貨幣不足とみられる。すなわち、元禄の改鑄によって、金銀の発行量が増加すると、宝永4（1707）年には藩札の発行を禁止している。これは元禄の改鑄によって貨幣不足が解消されたとみなされたためであろう。そして、正徳享保の改鑄によって、金銀発行量が減少した時には、享保15（1730）年に藩札発行禁止令を解除しているのである。

このような江戸時代の金銀不足に対して、都市と農村、都市と地方によって、その対応が異なっているようである。たとえば、これは銭の場合であるが、江戸では次の宝暦13（1763）年の囲銭禁止令にみられるように、

此節銭払底之由にて、銭売不申候銭屋共も有之趣相聞候³⁾

「銭払底」すなわち銭不足の状況であり、銭高になっていた。そこで、幕府は、銭を確保するため、銭の地方への発送を禁止するとともに、明和5（1768）年に寛永通宝四文銭（真鍮銭）を発行した。これらにより、次の明和6（1769）年の史料にみられるように、

けふ令せらるるは、江戸より他の国々に銭多く送ることを、さきに禁せられしといへども、近來銭座を設け、真鍮銭を鑄出さるるは、諸国通貨のためなれば、こののちはこころのままに他国にもをくりやるべしとなり⁴⁾

銭不足が解消されたとして、銭の地方発送禁止を解除している。

このように貨幣不足が生じた時、都市では貨幣量を確保するために、地方への発送を禁止するなどの対策を実施している。すなわち、貨幣需要の大きい都市部では、貨幣を確保することが重要な課題であるため、このような対策を実施しているのである。そうすると、地方が貨幣不足の影響をより大きく受けることになる。すなわち、都市部より地方で貨幣不足や充足の影響が顕著になるということである。したがって、地方において、江戸時代における貨幣の充足と不足の状況を現象としてみるができる可能性が大きいといえることができるのである。そこで次に、このような過不足の現象が明確にみることができる地域で、貨幣普及の状況をみることにしたい。

ただし、以前に拙稿において東北地方における貨幣流通について調べたことがあるが、これらは年代を18世紀までに限定しており、また貨幣流通の変化の原因の考察が不十分であったので、本稿において、改めて史料を19世紀に拡大し、また、新しい史料を追加して考察することとする。貨幣の使用状況をみる史料は土地売渡証文である。土地売渡証文は、土地の売買を示す証文としてだけでなく、土地の所有を証明する証文でもあるため、全国的によく保存されており、時系列で貨幣使用の変化をみることができる。したがって、貨幣の使用

者は土地を所有している農民層もしくは土地を購入することができる農民層が中心である。具体的には名主層（庄屋層）やそれに準じる農民層が中心である。江戸時代は一般的に、武士や商人は金銀を使用するので、本稿では原則として武士や商人の取引は含めていない。また、土地の取引であるので、ある程度高額の取引である。少額取引の場合、どの地域どの時期であっても、通常、銭が使用されるので、貨幣使用の変化をみるには不適當である。すなわち、高額取引の方が金銀などの貨幣使用の変化をみるには適しているのである。

1 米沢藩の場合

まず最初にみるのは、現在の岩手県南陽市に残された史料で、米沢藩（上杉氏15万石）の名主層のものが中心である。表1はこれらの土地売渡証文に使用されている取引手段を集計したものである。

表1 米沢藩（山形県南陽市）

(件)

	銀	金と銀	金	金と銭	銭	その他
1621～1630						
1631～1640	1					
1641～1650	2					
1651～1660	1					
1661～1670		1				銀と米 1
1671～1680			1			
1681～1690			2			
1691～1700			1			
1701～1710			7			
1711～1720			6	1	2	
1721～1730			1		2	
1731～1740					2	
1741～1750					5	銭と米 1
1751～1760					7	
1761～1770					6	
1771～1780					11	
1781～1790					16	
1791～1800					10	
1801～1810			1		3	
1811～1820					2	
1821～1830			1		2	
1831～1840					20	
1841～1850			2	6	4	金と銭と米 1
1851～1860			4	7	5	
1861～1868			2		2	

[史料] 松本宮次氏所蔵文書3点（『山形県史』資料編16）永林文書2点（『南陽市史編集資料』第1号）北条郷代官安部氏関係文書5点（『南陽市史編集資料』第10号）菊地嘉七家文書40点遠藤俊助家文書3点保科弘家文書1点（『南陽市史編集資料』第13号）竜雲院所蔵文書4点（『南陽市史編集資料』第17号）南蔵院文書2点皇太神宮文書1点（『南陽市史編集資料』第19号）東正寺文書4点（『南陽市史編集資料』第20号）石岡与市家文書30点（『南陽市史編集資料』第40号）

この表によれば、1630年代から1650年代は銀が使用されている。この銀は拙稿で指摘した⁶⁾ように領国貨幣と思われる。しかし、1670年代から1720年代にかけて金の使用に変化している。1670年代に金と銀の併用が1件みられるが、これは銀の使用から金の使用への変化の過程で生じた現象とみることができる。そして、1710年代からは銭の使用が中心になっている。1710年代の金と銭の併用1件はこの変化によって生じた過渡期の現象であろう。その後、18世紀を通じて、銭使用中心の時期になるが、1800年代と1820年代に再び金の使用があらわれ、1840年代以後は金の使用が継続するとともに増加し、金の使用が支配的になっている。金と銭の併用が1840年代に6件、1850年代に7件と多くなっているのは、この時期に金の使用が増加したことによるものであろう。また、この時期に銭から金への過渡期の現象である金と銭の併用がみられるということは、金の使用が1840年代から支配的になっていることを意味していると思われる。

以上みてきたように、米沢藩（山形県南陽市）では、貨幣使用は江戸時代を通じて、銀から金、金から銭、さらに銭から金へと変化しているのである。

2 盛岡藩の場合

次に、盛岡藩（南部氏10万石）の場合を4件取り上げたい。最初は現在の青森県野辺地町の場合である。表2はこの地域の土地売渡証文にみられる取引手段を集計したものである。この表によると、1680年代から金の使用が支配的であるが、1720年代から銭の使用があらわれ、18世紀を通じて増加している。そして、19世紀に入ると再び金の使用が増加し、特に、1820年代以後は金の使用が支配的になっている。この表では、1790年代から銭から金に変化しているが、この1800年代と1810年代の金の使用は、町場の家屋敷の取引で、いわば都市部に準じる性質のものである。この町場の家屋敷の取引を集計に入れないと、1820年代から金の使用に変化していることになる。すなわち、1820年代から金の使用が中心になっているのである。

以上、青森県野辺地町では、取引手段が金の使用から銭の使用、そして再び銭の使用から金の使用へと変化していることが明らかになった。

次に、岩手県田老町の場合をみてみたい。表3は、田老町の土地売渡証文にみられる取引手段を集計したものである。この表によると、1700年代から1730年代にかけては金の使用が中心であるが、1720年代から銭の使用がみられるようになり、それ以後、1810年代までは銭の使用が支配的になっている。1720年代に、1件の金と銭の併用がみられるが、これは金の使用から銭の使用への変化の過渡期の現象であろう。そして、1800年代に2件の金の使用がみられるが、1820年代から金の使用が支配的になっている。1820年代から1860年代にかけて、金と銭の併用が少数ながら継続しているのは、銭の使用から金の使用への変化の影響であら

表2 盛岡藩（青森県野辺地町）

(件)

	金	金と銭	銭	金と銀
1671～1680				
1681～1690	1			
1691～1700	9	4		1
1701～1710	7	2		
1711～1720	3			
1721～1730	2		1	
1731～1740	2		5	
1741～1750			4	
1751～1760	3		3	
1761～1770	1		9	
1771～1780			12	
1781～1790			11	
1791～1800	1		2	
1801～1810	5			
1811～1820	5		2	
1821～1830	9		1	
1831～1840	29	2	14	
1841～1850	4		2	
1851～1860	11			
1861～1868	9	1		

〔史料〕 野辺地町立歴史民俗資料館所蔵文書89点
 (『野辺地町史』資料編第12集) 野辺地町立歴史民俗
 資料館所蔵文書88点 (『野辺地町史』資料編第14集)

表3 盛岡藩（岩手県田老町）

(件)

	金	金と銭	銭
1691～1700			
1701～1710	1		
1711～1720	5		
1721～1730	2	1	1
1731～1740	1		3
1741～1750			10
1751～1760			7
1761～1770			3
1771～1780			6
1781～1790			26
1791～1800			2
1801～1810	2		5
1811～1820			5
1821～1830	3	1	2
1831～1840	31	4	9
1841～1850	3	1	1
1851～1860	12	1	1
1861～1868	4	1	

〔史料〕 畠山昇吉家文書3点 畠山長悦家文書11
 点 佐々木義郎家文書2点 佐々木松夫家文書13
 点 佐々木隆家文書3点 佐々木仁太郎家文書12
 点 鈴木喜藤治家文書26点 中島仁兵衛家文書30
 点 前川意志松家文書13点 (『田老町史資料集』
 近世3) 石垣保三家文書37点 小向熊五郎家文
 書4点 (『田老町資料集』近世4)

う。

以上、田老町の場合も金の使用から銭の使用へ、そして再び金の使用に変化していることが明らかになった。

次に岩手県岩泉町の場合をみてみたい。表4は、岩泉町の土地売渡証文にみられる取引手段を集計したものである。この表によると、1680年代に1件の金の使用がみられるが、1710年代から1810年代は銭の使用が支配的である。しかし、1810年代に再び金の使用がみられ、それ以後、金の使用が中心になっている。

以上、岩泉町の場合も金から銭へ、そして銭から金への変化がみられるのである。

次に、沢内村の場合をみてみよう。表5は、沢内村の土地売渡証文にみられる取引手段を集計したものである。この表によれば、1660年代、1680年代および1710年代にそれぞれ金1件がみられ、この時期に金の使用が支配的であったと思われる。しかし、1710年代に銭があらわれ、それ以後、1830年代まで銭の使用が支配的になっている。そして、同じく1830年代に再び金の使用がみられ、幕末まで継続している。1830年代に金と銭の併用が1件みられる

表4 盛岡藩（岩泉町）

(件)

	金	金と銭	銭
1671～1680			
1681～1690	1		
1691～1700			
1701～1710			
1711～1720			1
1721～1730			1
1731～1740			2
1741～1750			6
1751～1760			4
1761～1770			1
1771～1780			2
1781～1790			4
1791～1800			3
1801～1810			3
1811～1820	1		6
1821～1830	2	1	
1831～1840	5		2
1841～1850	1		
1851～1860		1	
1861～1868			

〔史料〕 三浦忠平文書 1点 金沢太郎作文書 3点
加藤久弥文書 1点 三浦仲助忠一文書 12点
上館六郎善作文書 10点 工藤祐義文書 5点
（『岩泉地方の古文書』上） 中村勇平家文書 7点
合砂与一郎家文書 1点 野館泰之家文書 6点
佐々木万蔵家文書 1点（『岩泉地方の古文書』下）

表5 盛岡藩（岩手県沢内村）

(件)

	金	金と銭	銭	銭と米	米
1651～1660					
1661～1670	1				
1671～1680		1			
1681～1690	1				
1691～1700					
1701～1710					
1711～1720	1		2		
1721～1730			2		
1731～1740			4	1	
1741～1750			27		
1751～1760			18	1	1
1761～1770			3		
1771～1780	1		12	3	
1781～1790			4	2	
1791～1800			6		
1801～1810	5		8		
1811～1820			3		
1821～1830			7		
1831～1840	6	1	19		
1841～1850	1				
1851～1860	2		1		
1861～1868	2		4		

〔史料〕 注⁷⁾

のは銭の使用から金の使用への変化の過渡期の現象であろう。

以上、この沢内村の場合でも、金の使用から銭の使用、そして再び銭の使用から金の使用へという変化がみられるのである。

3 八戸藩、松江藩の場合

次に八戸藩の場合をみてみたい。八戸藩は南部氏2万石であるが、ここでは現在の青森県名川町の史料を調査した。表6は、この名川町にみられる土地売渡証文の取引手段を集計したものである。この表によれば、17世紀の史料が欠如しているが、1710年代に金の使用が1件、金の銭の併用が1件みられる。そして、銭の使用は3件みられ、その後は銭の使用が支配的になっている。この銭の使用は1830年代まで継続するが、1810年代に再び1件の金の使用がみられ、その後、金の使用が増加し、銭の使用を上回っている。1830年代に金と銭の併用がみられるが、これは銭から金への変化の過渡期の現象であろう。

表 6 八戸藩（青森県名川町）

(件)

	金	金と銭	銭
1701～1710			
1711～1720	1	1	3
1721～1730			6
1731～1740		1	20
1741～1750			32
1751～1760			94
1761～1770			7
1771～1780			12
1781～1790			9
1791～1800			4
1801～1810			4
1811～1820	1		16
1821～1830	6		4
1831～1840	12	1	6
1841～1850	5		
1851～1860	1		
1861～1868			

〔史料〕出町家所蔵文書158点（『名川町誌』第3巻史料編1）出町家所蔵文書6点木村家文書54点中館家文書28点（『名川町誌』第4巻資料編2）

表 7 松江藩

(件)

	銀	銀札	米	銭と米	銭
1671～1680					
1681～1690	2				
1691～1700	2	4	2		
1701～1710	1				
1711～1720					
1721～1730	1			1	1
1731～1740			1		
1741～1750					
1751～1760					
1761～1770					
1771～1780	1				4
1781～1790					1
1791～1800					
1801～1810					
1811～1820					
1821～1830					
1831～1840					
1841～1850					2
1851～1860					
1861～1868					

〔史料〕 桜井家文書23点（『奥田儀宮本屋桜井家文書目録』）

以上、八戸藩では17世紀は不明であるが、1710年代からは銭の使用が中心で、1830年代に銭の使用から金の使用に変化していることがわかるのである。

これまでは、東北地方各地の場合をみてきたが、ここで山陰地方の事例をみてみたい。表7は松江藩（松平氏18万6000石）の場合を集計したものである。この表によると、1690年代に米の使用が2件みられるが、1680年代からは銀の使用が中心になっている。そして、1690年代に4件の銀札の使用もみられる。1720年代には銭の使用があらわれ、その後、史料数は少ないが銭の使用が他を上回っている。

以上、松江藩の場合をみてきた。史料数は少ないが1720年代に銀の使用から銭の使用に変化していることがわかるのである。

4 貨幣使用の変化と貨幣改鋳

これまで東北地方を中心に、米沢藩、盛岡藩、八戸藩、松江藩について、貨幣使用の変化をみてきた。これらを整理したものが表8である。この表からわかるように、地域は異なっても、1710年代もしくは1720年代に金から銭に変化し、あるいは松江藩の場合は銀から銭に変化し、1810年代、1820年代あるいは1830年代に銭から金に変化しているのである。

表8 各地の貨幣使用の変化の時期

	金から銭	銭から金
米沢藩	1710年代	1840年代
盛岡藩		
野辺地町	1720年代	1820年代
田老町	1720年代	1820年代
岩泉町		1810年代
沢内村	1710年代	1830年代
八戸藩	1710年代	1830年代
松江藩	1720年代	

通常、貨幣使用の変化の原因としては商品流通の発展をあげることができる。しかし、商品流通の発展が原因であれば、それぞれの地域によって異なる年代になり、広い範囲で共通する現象にはならないであろう。同じ時期に、広範囲に共通した現象があらわれるには全国的に影響をおよぼす要因を考えねばならないであろう。貨幣流通で全国的な影響をおよぼす要因としては、幕府による貨幣改鋳を指摘することが出来る。そこで次に、貨幣使用の変化と貨幣改鋳の関係をみてみたい。共通している時期は1710年代から1720年代と1810年代から1830年代の2つの時期である。

まず最初に1710年代から1720年代についてみてみよう。幕府は正徳4（1714）年に元禄金銀を廃止し、もとの慶長金銀の品位に復して改鋳をし、翌正徳5（1715）年には品位をさらに高めて発行している。これを正徳享保の改鋳という。すなわち、元禄金銀を回収して、品位を引き上げて貨幣を発行したのである。これによって金銀の発行量は減少し、したがって、流通量も減少したのである。その影響が、地方において、1710年代から1720年代の金の使用から銭のへの変化をもたらしたものであると思われるのである。

次に1810年代から1830年代についてみてみよう。幕府は文政元（1818）年から天保年間にかけて、10回ほど品位を下げて改鋳をおこなった。これによって、貨幣発行量が増加し、貨幣流通量も増加したのである。この時期の貨幣流通量の増加によって、それまで金銀が不足していた地方にまで金銀が普及したものであると思われる。その結果、地方において銭の使用から金銀の使用へと変化したと理解できるのである。

お わ り に

本稿では最初に、土地売渡証文にみられる取引手段を集計して、特に地方における貨幣流通の変化を明らかにした。その結果、1710年代から1720年代には金の使用から銭の使用に変化し、1810年代から1830年代では、逆に銭の使用から金銀の使用に変化したことが明らかになった。そして、その変化の原因は、幕府の改鋳による貨幣発行量およびそれにともなう貨

幣流通量の増減によるものと考えた。すなわち、1710年代から1720年代の金の使用から銭の使用への変化は、正徳享保の改鋳によって品位が高められた結果、貨幣の発行量が減少したことによるものであり、1810年代から1830年代の銭の使用から金銀の使用への変化は、文政天保の改鋳によって、品位が引き下げられ、貨幣発行量が増加し、地方にまで金銀が普及することができたことによるものと考えた。

本稿では、地方の事例として東北地方と山陰地方のいくつかの地域を取り上げたが、他にも同様の事例がみられる。これら他の事例については、今回は紙幅の制約によって取り上げることができなかったが、今後、機会があれば取り上げていく予定である。

本稿の成果として、指摘しておきたいことが他にもある。すでにのべたように、江戸時代はおおむね貨幣不足の状況であった。しかし、文政天保の改鋳によって、大量の貨幣供給がおこなわれた結果、地方における貨幣不足の状況が大きく改善されたのである。幕府のこの文政天保の改鋳は財政難を補うことが主目的であったが、結果として貨幣不足の改善に貢献したのであった。さらに、万延元（1860）年の改鋳によって、貨幣供給が増加したのであった。すなわち、幕末のこれらの改鋳によって、物価の上昇というマイナスがありながらも、貨幣不足が改善され、明治期につながっていったのである。

なお、元禄の改鋳と元文の改鋳の貨幣流通への影響については、別の機会に譲りたいと思う。

注

- 1) (1962)『東京市史稿 産業篇第8』東京都
- 2) (1970)『東京市史稿 産業篇第14』東京都
- 3) (1977)『東京市史稿 産業篇第21』東京都
- 4) (1978)『東京市史稿 産業篇第22』東京都
- 5) 浦長瀬隆（1999）「17・18世紀東北地方における貨幣流通」『国民経済雑誌』第179巻第3号
- 6) 浦長瀬隆（1999）前掲論文
- 7) 高原善二家文書 1点 高橋清吉家文書 4点 太田祖電家所蔵草井沢文書 4点 中村正文書 2点 柿沢整慶家文書 11点 久保俊郎家文書 7点 佐々木美喜雄家文書 2点 高橋太見家文書 4点 太田祖電家所蔵五兵衛家文書 1点 泉達男家文書 2点 泉川淳一家文書 1点 高橋正太郎家文書 2点 高橋正喜家文書 4点 志賀久茂美家文書 4点 高橋金志家文書 7点 深沢貞助家文書 12点 柿沢莊二郎所蔵文書 1点 佐々木謙一家文書 1点（『沢内村史資料』第2集） 中村正文書 1点 柿沢整慶家書 32点 久保俊郎家文書 4点 照井洗家文書 4点 高橋正太郎家文書 6点 高橋清吉家文書 1点 高橋正喜家文書 4点 泉達男家文書 4点 志賀久茂美家文書 1点 佐々木謙一家文書 7点 高原善二家文書 1点 高橋太見家文書 8点 高橋太見家文書 6点 深沢貞助家文書 13点 小田島千富家文書 1点（『沢内村史』上巻）